

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

033	綾瀬浄水場建設事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	事業予定地は、周辺が徐々に開発されるなかにあつて、唯一残された緑であり、動植物生態系にとって重要な価値を有しているが、計画ではほとんど造成、改変される。事業予定地内に計画されている公園は、まとまりのある緑と位置づけられることから、周辺とのつながりや修景面にも配慮した緑化の規模、方法について検討する必要がある。	浄水場外に計画している地区公園については地元住民の憩いの場とするとともに、地域の動植物、生態系に配慮した計画とし、自然的雰囲気醸し出すようにする。具体的には一部の雑木林を保存し、また小川や池を配置するなど、地域の生態系回復を積極的に図る。小川はホテル、トンボなどの生息環境が確保できるような計画とする。
水質汚濁	造成中の濁水対策について、工事の進捗状況に応じた集水区域の設定や施工時期など、その内容を明らかにし、結果によっては対策を検討すること。	工事中の濁水対策は三つの工事段階に区分して、それぞれの工期ごとに仮設沈砂池を設置し、また、調整池を沈砂池として利用するなどして処理を行う。更に、定期的に沈砂を除去するなど、沈砂池の機能が十分発揮できるように維持管理する。
悪臭	悪臭発生源として汚泥乾燥炉があるが、事業予定地に住宅等が近接しており悪臭排出濃度、風速等の条件によっては影響が考えられるので、次の事項について検討すること。 <ul style="list-style-type: none"> 脱臭炉の能力等の機能を明らかにすること。 評価目標は神奈川県指導要綱の「市街化区域の基準」とすること。 敷地境界における臭気濃度の予測は短期予測式を用い、一番厳しい気象条件に基づいて予測し、その結果によって対策を検討すること。 	脱臭炉は直接燃焼脱臭方式を用い、除去率を99パーセントとする。 敷地境界線における臭気濃度の評価目標を、「市街化区域の基準」（排出口での臭気濃度600以下、敷地境界線上での臭気濃度10以下）とする。 短期予測計算式を用いて種々の気象条件で予測した結果、評価目標を満足する。
植物・動物・生態系	事業予定地南西部に計画されている公園は、まとまりのある緑やうるおいのある水辺として自然的要素を取り入れるなど、生態系を十分配慮した環境の創出について検討すること。	地区公園については、次のとおり雑木林、湿地、水域など自然的要素を取り入れ、多種多様な環境の創出を図り、各種の生物の生息をしやすいとする。 <ul style="list-style-type: none"> クヌギ、コナラの自然林は極力保全を図る。 池を設け、トンボや水生生物が生息できる環境とする。 湿地帯には潜在自然植生を考慮したハンノキ・ヤナギ類等を植樹し、安定した低層湿原の環境とする。 湿地帯には流路を設けるなどホテルの生息可能な環境とする。
文化財	事業予定地周辺は中世の豪族である渋谷氏にかかわりのある地域で、事業予定地にも当時の遺跡が存在する可能性があるため、埋蔵文化財の調査を慎重に行うこと。	このような地域の状況を配慮し、工事前に慎重な調査を行うとともに、工事に当たっては十分注意する。なお、遺跡が発掘された場合には関係機関と協議を行い、調査結果によっては保存等の配慮をする。